

【修正後】	【修正前】	【備考】
<p>第 4 章 火山災害対策 【市民部、該当各部、消防団】</p> <p>第 1 節 火山災害対策の概要 第 1 火山の概況 全国には 1 1 1 の活火山があり、このうち、今後 1 0 0 年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえて「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって 5 0 火山が選定されている（2 0 1 4 年 1 1 月選定）。気象庁は、これらの火山について噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために常時観測体制を整備し、火山活動を 2 4 時間体制で常時観測・監視している。福島県では、安達太良山、吾妻山、磐梯山、那須岳について、仙台管区気象台火山監視・情報センター及び気象庁地震火山部火山監視・警報センターで常時観測・監視している。</p> <p>第 2 火山災害警戒地域 活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」）に基づき、内閣総理大臣は火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）を指定しており、本市は、安達太良山の警戒地域に分類される。 なお、警戒地域に指定された県・市町村は想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行</p>	<p>第 4 章 火山災害対策 【市民部防災対策課、該当各部、消防団】</p> <p>第 1 節 火山災害対策</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

【修正後】	【修正前】	【備考】		
<p>うための火山防災協議会を火山ごとに共同で設置する。</p> <p>第3 防災のための体制整備</p> <p>1 防災体制の整備</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>安達太良山噴火警戒レベル3以上の場合、災害対策上必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。(第2節「火山災害予防対策」第1-2 安達太良山の噴火レベル参照)</p> <p>(2) 危険区域</p> <p>市域で、火山現象による被害が予想される地域は「安達太良山の火山活動が活性化した場合の避難計画」に記載されるとおり。</p> <p>削除 (第3節 第2 2 (1)「噴火警報等の伝達」へ移設)</p> <p>削除 (第3節 第2 2 (2)「避難指示等の伝達」へ移設)</p> <p>(3) 情報等収集体制</p> <p>(略)</p> <p>削除 (第2節 第3「防災事業の推進」へ移設)</p> <p>削除</p> <p>(第2節 第1 2「噴火警戒レベルの運用」</p> <p>第3節 第2「噴火警報等の発表」へ移設)</p>	<p>第1 防災のための体制整備及び事業等の推進</p> <p>1 防災体制の整備</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>安達太良山噴火警報レベル3以上の場合、災害対策上必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。(安達太良山の噴火レベル参照)</p> <p>(2) 危険区域</p> <p>市域で、火山現象による被害が予想されるのは、次の地域である。</p> <table border="1" data-bbox="1003 810 1771 858"> <tr> <td>火山災害危険箇所</td> <td>① 岩根字梅原地内</td> </tr> </table> <p>(3) 噴火警報等の伝達</p> <p>(4) 避難勧告等の伝達</p> <p>(5) 情報等収集体制</p> <p>(略)</p> <p>2 防災事業の推進</p> <p>第2 噴火警報等</p>	火山災害危険箇所	① 岩根字梅原地内	
火山災害危険箇所	① 岩根字梅原地内			
<p>第2節 火山災害予防対策</p>	<p>第2節 災害予防対策</p>			

【修正後】	【修正前】	【備考】									
<p>市及び防災関係機関は、火山防災協議会における協議・検討などをもとに、平常時から情報を共有し、連携を取りながら火山災害の予防対策を行う。</p> <p>なお、市及び防災関係機関が行う火山災害予防対策については、本節内で定めるもののほか、必要に応じ第2編第1章各節を参照するものとする。</p> <p>第1 火山防災協議会</p> <p>県及び関係市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、活火山法第4条第1項の規定に基づき、安達太良山火山防災協議会を共同で設置する。協議会は主に以下の事項について協議を行うこととする。</p> <table border="1" data-bbox="219 927 956 1225"> <tr><td>① 噴火に伴う現象とその影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事項</td></tr> <tr><td>② 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事項</td></tr> <tr><td>③ 噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事項</td></tr> <tr><td>④ 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」に関する事項</td></tr> <tr><td>⑤ 活火山法第5条第1項の規定により、県防災会議が県地域防災計画に定めなければならない事項</td></tr> <tr><td>⑥ 活火山法第6条第1項の規定により、市町村防災会議が市町村地域防災計画に定めなければならない事項</td></tr> <tr><td>⑦ 住民、登山者、観光客等に対する情報提供に関する事項</td></tr> <tr><td>⑧ 火山防災意識の啓発活動に関する事項</td></tr> <tr><td>⑨ その他必要と認められる事項</td></tr> </table> <p>1 避難計画の策定</p> <p>市は、火山防災協議会が定める避難計画や火山ハザードマップ等をもとに火山防災マップを作成し、次の事項について市地域防災計画に定めるものとする。</p>	① 噴火に伴う現象とその影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事項	② 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事項	③ 噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事項	④ 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」に関する事項	⑤ 活火山法第5条第1項の規定により、県防災会議が県地域防災計画に定めなければならない事項	⑥ 活火山法第6条第1項の規定により、市町村防災会議が市町村地域防災計画に定めなければならない事項	⑦ 住民、登山者、観光客等に対する情報提供に関する事項	⑧ 火山防災意識の啓発活動に関する事項	⑨ その他必要と認められる事項		<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
① 噴火に伴う現象とその影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事項											
② 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事項											
③ 噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事項											
④ 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」に関する事項											
⑤ 活火山法第5条第1項の規定により、県防災会議が県地域防災計画に定めなければならない事項											
⑥ 活火山法第6条第1項の規定により、市町村防災会議が市町村地域防災計画に定めなければならない事項											
⑦ 住民、登山者、観光客等に対する情報提供に関する事項											
⑧ 火山防災意識の啓発活動に関する事項											
⑨ その他必要と認められる事項											

【修正後】	【修正前】	【備考】									
<table border="1" data-bbox="224 288 958 584"> <tr><td>① 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発表・伝達に関する事項</td></tr> <tr><td>② 噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項</td></tr> <tr><td>③ 避難場所および避難経路に関する事項</td></tr> <tr><td>④ 火山現象に係る避難訓練に関する事項</td></tr> <tr><td>⑤ 救助に関する事項</td></tr> <tr><td>⑥ 警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（避難促進施設）の名称及び所在地</td></tr> <tr><td>⑦ その他必要な警戒避難体制に関する事項</td></tr> </table> <p data-bbox="203 627 539 655">2 噴火警戒レベルの運用</p> <p data-bbox="197 675 958 898">噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じた「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警戒レベルは噴火警報・噴火予報で発表される。また、気象庁ホームページに現在の噴火警戒レベルが表示されている。</p> <p data-bbox="197 917 958 1042">なお、登山者・入山者等への対応については噴火警戒レベル表に示されるとおりであり、市は噴火警報レベルに応じて立入規制等を行う。</p>	① 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発表・伝達に関する事項	② 噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項	③ 避難場所および避難経路に関する事項	④ 火山現象に係る避難訓練に関する事項	⑤ 救助に関する事項	⑥ 警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（避難促進施設）の名称及び所在地	⑦ その他必要な警戒避難体制に関する事項	<p data-bbox="1016 627 1630 655">(第1節 第2 1 「噴火警報等の種類」から移設)</p> <table border="1" data-bbox="1028 679 1753 740"> <tr> <td data-bbox="1028 679 1173 740">噴火警戒レベル</td> <td data-bbox="1173 679 1753 740">火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもので、噴火警報・予報に含めて発表される。</td> </tr> </table>	噴火警戒レベル	火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもので、噴火警報・予報に含めて発表される。	
① 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発表・伝達に関する事項											
② 噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項											
③ 避難場所および避難経路に関する事項											
④ 火山現象に係る避難訓練に関する事項											
⑤ 救助に関する事項											
⑥ 警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（避難促進施設）の名称及び所在地											
⑦ その他必要な警戒避難体制に関する事項											
噴火警戒レベル	火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもので、噴火警報・予報に含めて発表される。										

【修正後】

\* 安達太良山噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警戒	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している（火砕流・火災サージは居住地域近くまで）。 ・融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要。	・火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性（火砕流・火災サージは居住地域近くまで）。 ・融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 【過去事例】 有史以降の事例なし
警戒	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警戒	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難、高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。	・火口から概ね2.5km以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火災サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】 1900年7月17日：沼ノ平火口で水蒸気噴火
			2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難の準備等が必要。	・火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】 1899年8月24日：沼ノ平火口で水蒸気噴火
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であること）留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏。 ・状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。 【過去事例】 1996年9月：白色噴煙30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径100mに飛散 2000年2月：一時的に噴気が300mまで上がる

【修正前】

\* 安達太良山噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・噴火に伴う融雪型泥流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 なし 【予想される事例】 1900年の水蒸気爆発が積雪期に発生した場合
		4（避難準）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	・噴火に伴う融雪型泥流が発生し、居住地域まで到達すると予想される。 【過去事例】 なし 【予想される事例】 1900年の水蒸気爆発が積雪期に発生した場合
火口周辺警戒	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・中規模噴火が発生して、火口外に噴出物が飛び出す ・ベースサージ（爆風）、岩屑なだれ等 【過去事例】 1900年7月17日：噴火、沼ノ平火口内で水蒸気爆発。火口内硫黄精錬所が吹き飛ばされ72名死亡、10名負傷 【予想される事例】 中規模噴火
火口周辺警戒	火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。沼ノ平火口内への立入規制等。	・小規模噴火で、沼の平火口内での噴石飛散・噴気、泥、硫黄等の噴出 【過去事例】 1899年8月25日：噴火、沼ノ平火口で水蒸気爆発。直径40mの新火口生成。降灰東方数km。 1997年4月頃～：沼ノ平火口底の地中温度上昇 【予想される事例】 小規模噴火
噴火予報	火口内等	1（平常）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	住民は通常の生活。火口内で危険な箇所への立入規制。	・ごく小規模な噴気、泥等の噴出。 【過去事例】 1996年9月：水蒸気爆発、白色噴気30m、沼ノ平中央部で泥の噴出、直径100mに飛散。 2000年2月：一時的に噴気300mまで上がる 【過去事例・予想される事例】 なし

【備考】

【修正後】	【修正前】	【備考】
<p>* 特定地域とは、居住地域よりも安達太良山の想定火口に近い所に位置する、または孤立が想定される集客施設を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。</p> <p>* 融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。</p> <p>(削除)</p> <p>3 住民等に対する周知・啓発 市は、火山地域住民（特に火山災害危険箇所居住住民）に対し、火山災害の危険性や異常現象を発見した場合の通報義務について周知・啓発を行う。</p> <p>(略)</p> <p>異常現象を発見し通報があった際の情報連絡系統図については節末のとおり。</p> <p>4 防災訓練等の実施及び避難誘導體制の充実 市は、防災訓練の一環として、図上の通信訓練及び火山災害危険箇所避難訓練を行う。</p> <p>5 危険個所の明示 (略)</p> <p>第2 火山噴火緊急減災対策砂防計画 (略)</p> <p>第3 防災事業の推進 (略)</p>	<p>第1 火山現象の知識の啓発</p> <p>1 住民等に対する啓発 市は、火山地域住民（特に火山災害危険箇所居住住民）に対し、危険防止のための知識の啓発を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 訓練の実施 市は、防災訓練の一環として、図上の通信訓練及び火山災害危険箇所避難訓練を行う。</p> <p>3 危険個所の明示 (略)</p> <p>(第5節 第1「砂防対策」から移設) (略)</p> <p>(第1節 第1 2「防災事業の推進」から移設) (略)</p>	<p>(新設)</p>

【修正後】	【修正前】	【備考】
<p>異常現象を発見し通報があった際の情報連絡系統図(第2節第1-3 関係)</p> <p>異常現象発見者(住民、登山者、観光客、観光施設職員等) ※災害対策基本法第54条(発見者の通報義務)</p> <p>県災害対策課</p> <p>福島市、二本松市、猪苗代町、郡山市、本宮市、大玉村、安達地方消防本部、会津地方振興局、会津若松地方消防本部、県北地方振興局、県中地方振興局、福島市消防本部、郡山地方消防本部、福島警察署、二本松警察署、猪苗代警察署、郡山北警察署、県警察本部、陸上自衛隊 第44普通科連隊、裏磐梯自然保護官事務所、東北地方整備局、福島河川国道事務所、福島森林管理署、会津森林管理署、自然保護課、観光交流課、土木企画課、砂防課、道路管理課、火山専門家、仙台管区气象台、福島地方气象台、県北建設事務所、県中建設事務所、喜多方建設事務所</p> <p>※ 関係機関が双方から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。          ※ 県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等と情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対して速やかに情報提供するものとする。          ※ 災害時には、関係機関が連携して対応する。</p>		<p>【備考】 (新設)</p>

【修正後】	【修正前】	【備考】
<p>第3節 火山災害応急対策</p> <p>第1 活動体制</p> <p>1 市の活動改正</p> <p>市は、第2章 節1節「応急活動体制」第2に基づいて活動体制を整備する。</p> <p>第2 噴火警報等の発表</p> <p>1 噴火警報等の種類</p>	<p>第3節 災害応急対策</p> <p>(第1節 第2「噴火警報等」から移設)</p> <p>1 噴火警報等の種類</p>	<p>(新設)</p>



【修正後】		【修正前】		【備考】
噴火警報	噴火に伴って発生し、生命に危険を及ぼす火山現象（噴石、融雪型火山泥流、避難まで時間的猶予のない火山現象等）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」又は「噴火警報」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」又は「火口周辺警報」として発表される。噴火警報（居住地）は、警戒が必要な居住地を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。	噴火警報	噴火に伴って発生し、生命に危険を及ぼす火山現象（噴石、融雪型火山泥流、避難まで時間的猶予のない火山現象等）の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲（影響範囲）を付し発表される。	
噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表。	噴火予報	噴火警報の解除を行う場合等に発表される。	
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。 噴火速報は以下のような場合に発表する。 ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。 ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。なお、噴火の発生を確認するにあたっては気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。	<p>(第1節第2-2から移設)</p> <p>2 降灰予報</p> <p>噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域が発表される。</p> <p>3 火山現象に関する情報等（噴火警報・予報以外の情報、気象台発表）</p>		
火山の状況に関する解説情報	現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発生し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発生し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発生し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。	ア 火山の状況に関する解説情報	イ 火山活動解説資料	
降灰予報	噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。	ウ 週間地震・火山概況	エ 月間火山概況	
火山ガス予報	居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表。	オ 噴火に関する火山観測報		
その他の情報等	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山活動解説資料</li> <li>月間火山概況</li> <li>噴火に関する火山観測報</li> </ul>			

【修正後】	【修正前】	【備考】
<p><b>2 噴火警報等の伝達</b></p> <p>(1) 噴火警報等の伝達</p> <p>市は、住民等に対し、県から通報される噴火警報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）等を防災行政無線及び広報車などを活用して迅速かつ的確に周知する。</p> <p>噴火警報等は、節末の伝達系統図により各関係機関に伝達される。</p> <p>(2) 避難指示等の伝達</p> <p>火山現象により、必要に応じ避難指示等をする場合を想定し、住民等への伝達の体制と方法を整備する。</p> <p>第3 災害情報の収集及び伝達 (略)</p> <p>第4 避難対策</p> <p>1 避難の指示等</p> <p>避難については、第2章、第9節「避難」による。なお、避難の基準は次のとおりとする。</p> <p>また、避難場所(避難所)及び避難経路については「安達太良山の火山活動が活性化した場合の避難計画」による。</p> <p>(1) 火口周辺規制</p> <p>市は、噴火警戒レベル2に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生す</p>	<p>(第1節 第1(3)から移設)</p> <p>(3) 噴火警報等の伝達</p> <p>住民等に対し、県から通報される噴火警報等を迅速かつ的確に周知する。</p> <p>(第1節 第1(4)から移設)</p> <p>(4) 避難勧告等の伝達</p> <p>火山現象により、必要に応じ避難勧告又は指示をする場合を想定し、住民等への伝達の体制と方法を整備する。</p> <p>第1 災害情報の収集及び伝達 (略)</p> <p>第2 避難対策</p> <p>1 避難</p> <p>避難については、第2章、第10節「避難」による。なお、避難の基準は次のとおりとする。</p> <p>((1)「避難準備」を「高齢者等避難」にし(3)へ移設)</p>	<p>(新設)</p>

【修正後】	【修正前】	【備考】
<p>ると予想される場合において、各火山防災協議会の構成機関及び関係機関と連携し、観光客、登山者等に対し規制範囲外へ避難誘導する。</p> <p>(2) 入山規制</p> <p>市は、噴火警戒レベル3に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合において、各火山防災協議会の構成機関及び関係機関と連携し、観光客、登山者等に対し規制範囲外へ避難誘導する。</p> <p>(3) 高齢者等避難</p> <p>市は、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、市域の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合において、居住地域の高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては避難を、警戒が必要な居住地域の住民に対しては避難の準備を呼び掛ける。</p> <p>(4) 避難指示</p> <p>市は、噴火警戒レベル5に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあるときは、居住地域の住民に対して、避難を指示する。</p> <p>なお、指示にあたっては、緊急である旨及び避難場所を指定して、諸対策に優先して行う。</p>	<p>((2)「事前避難」を「避難指示」にし(4)に移設)</p> <p>(1) 避難準備</p> <p>市は、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報が発表され、市域の居住地域の近くまで災害が発生させる恐れがあるときは、警戒が必要な居住地域の高齢者・障がい者等の要配慮者に対して避難の準備を呼び掛ける。</p> <p>(2) 事前避難</p> <p>市は、噴火警戒レベル5に相当する噴火警報が発表され、市域に災害が発生する恐れがあるときは、避難が必要な居住地域の高齢者・障がい者等の要配慮者に対して避難を勧告又は指示し、避難者を誘導する。</p>	<p>(新設)</p>

【修正後】	【修正前】	【備考】
<p>(5) 緊急退避</p> <p>市は、突発的な噴火が発生した場合において、火口周辺の観光客、登山者等に対し、至急、近くの建物や岩陰など安全な場所に避難して身を守るよう呼びかけるものとする。また、居住地域への火山現象の到達が早く、指定避難所等への避難が間に合わない住民等に対しては、近くの頑丈な建物や高台などへ緊急退避を呼び掛ける。</p> <p>2 立入規制</p> <p>市は噴火警報等の内容に応じ、各火山防災協議会で策定した避難計画に基づき、道路及び登山道の規制を行う。</p> <p>3 広域的な避難対策</p> <p>市は、火山現象の影響により、市域内で安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難と判断した場合、他市町村への広域避難の実施に向けて、避難先となる市町村と連絡をとり、避難者の受入れを要請するとともに、避難者の受入体制について協議する。</p> <p>また、広域避難の実施を決定した場合は、すでに開設・運営されている避難所等や避難対象地域にいる住民等に対して、避難先となる市町村への広域避難について周知し、避難誘導の対応にあたる。</p> <p>なお、避難先として想定される市町村と平時から協議を行い、火山災害が発生した場合における広域避難の具体的な実施体制について、予め整理しておくよう努める。</p>	<p>(3) 緊急避難</p> <p>市は、火山現象により住民等の生命及び身体の保護が緊急を要すると認められるときは、住民に避難を勧告又は指示する。勧告又は指示にあたっては、緊急である旨及び避難場所を指定して、諸対策に優先して行う。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

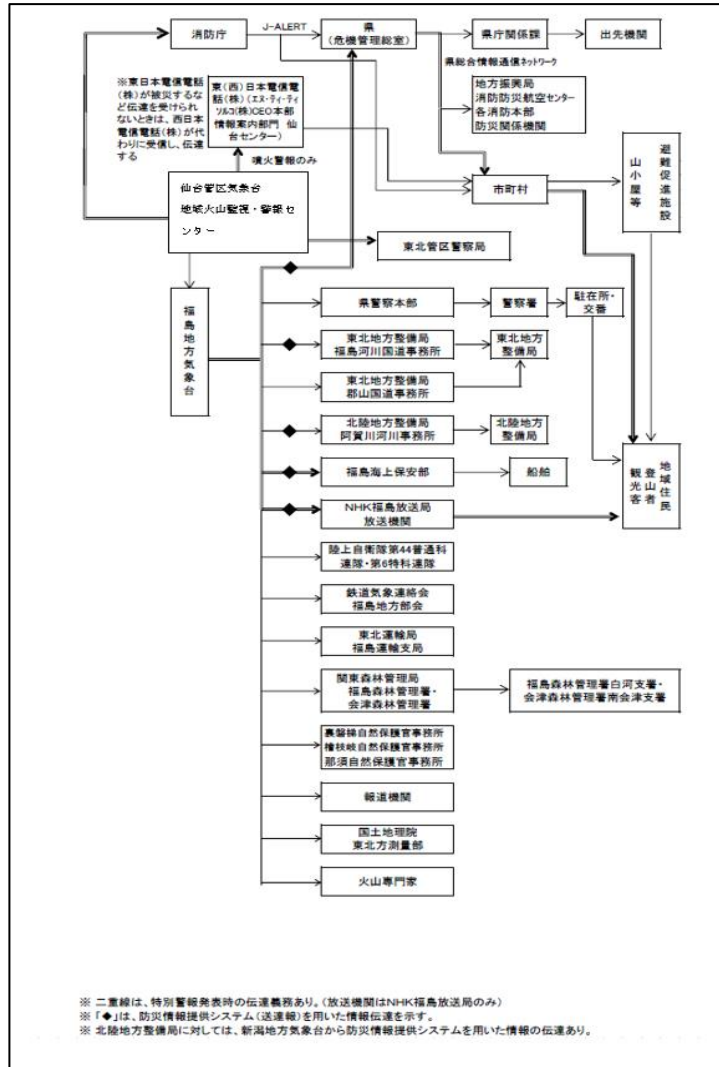
【修正後】	【修正前】	【備考】
<p>4 救急医療 傷病者に対する応急医療は、第2章、第1.1節「医療(助産)・救護」による。</p> <p>5 交通 避難及び救急活動のための交通路の確保については、第2章、第1.2節「緊急輸送対策」、第1.7節「被災地の応急対策」による。</p> <p>第5 災害復旧 (略)</p>	<p>2 救急医療 傷病者に対する応急医療は、第2章、第1.2節「医療(助産)・救護」による。</p> <p>3 交通 避難及び救急活動のための交通路の確保については、第2章、第1.3節「緊急輸送対策」、第1.8節「被災地の応急対策」による。</p> <p>(第4節「災害復旧計画」から移設)</p>	

【修正後】

【修正前】

【備考】

噴火警報等の伝達系統図(第3節第2-2(1)関係)



【修正後】	【修正前】	【備考】
削除（第4章 第3節 第5「災害復旧」～移設）	第4節 災害復旧計画	
削除（第4章 第2節 第2「火山噴火緊急減災対策砂防計画」～移設）	第5節 緊急減災対策	